

令和2年

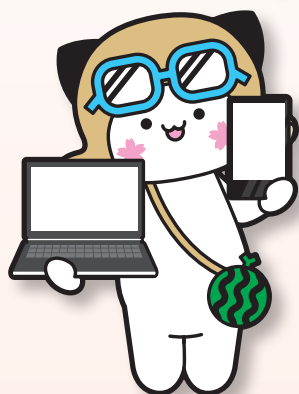
10月1日から



スマホアプリ収納サービス

が始まりました

バーコード付き納付書があれば、スマホを使って、自宅やいろいろな所で町税などを納付できるようになるよ！
詳しくは、町のホームページを見てね！



◀町ホームページはこちら

納付可能な町税等

- 町・県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税（普通徴収）
- 介護保険料（普通徴収）
- 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- 保育料 ※認定こども園小規模保育・家庭的保育を除く
- 放課後児童クラブ保護者負担金
- 上下水道料金

■ご利用にあたっての注意点

- ▼納付にかかる手数料は無料ですが、利用時にかかる通信料は利用者負担となります
- ▼納付書1枚の金額が30万円を超えるもの、納付期限を過ぎた場合およびバーコードのない納付書は使用できません
- ▼スマホアプリ収納サービスでは領収書は発行されません
- ▽領収書が必要な場合はスマホアプリ収納サービスを利用せずに、役場・コンビニエンスストア・金融機関等でお支払いください ※軽自動車税納税証明書(継続検査用)など

各種アプリのダウンロードはこちら





スマホアプリ収納サービス

町税等をキャッシュレスで納付できます

スマートフォンアプリを活用した「電子決済システム」です。バーコード付き納付書があれば、自宅や外出先など、いつでもどこでもお支払いいただけますので、ぜひご利用ください。

■対応アプリ



▲ペイペイ



▲ラインペイ



▲ペイビー

■ご利用時に必要なもの

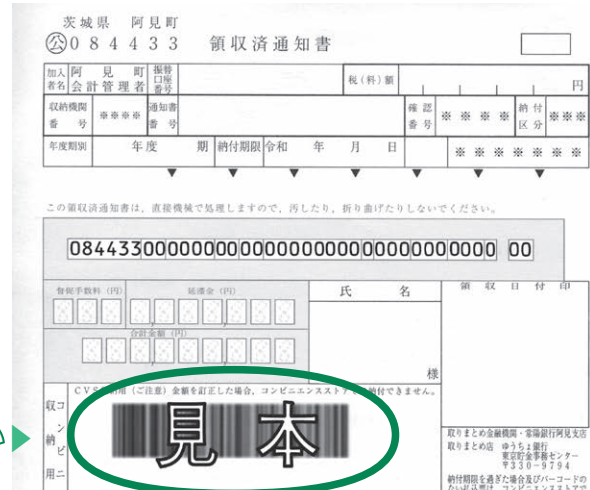
- ▼バーコード付き納付書
- ▼対応アプリがダウンロードされているスマートフォン
- ▼アプリに登録する支払い方法の情報（クレジットカード・金融機関の口座など）。なお各アプリにより登録できる金融機関は異なります

■利用方法

- ▼ご利用になりたいスマホ決済アプリを起動して、納付書に印字されているバーコードを読み取ってください



この部分をカメラで読み取ってください▶



問合せ:役場 ☎ 888-1111

▼スマホ収納アプリに関すること:収納課(内線 146・147・148)

▼スマホ収納アプリの使い方について

各アプリのホームページをご覧ください

▽ペイペイ <https://paypay.ne.jp/guide/>

▽ラインペイ <http://lin.ee/gMtwDQL/giha>

▽ペイビー <https://payb.jp/>

▼各種税金や料金について

▽町・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税:収納課(納付について) ☎(内線 146・148)

税務課(課税について) ☎(内線 152・154)

▽国民健康保険税・後期高齢者医療保険料:国保年金課 ☎(内線 132・134)

▽介護保険料:高齢福祉課 ☎(内線 726)

▽保育料・放課後児童クラブ保護者負担金:子ども家庭課 ☎(内線 117・119)

▽上下水道料金:上下水道課お客様センター(阿見町水道事務所内) ☎ 889-5151)



◀町Q & A



▲ペイペイ



▲ラインペイ



▲ペイビー